

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	次 長	主 査	担 当	担 当	文書取扱主任		

第 12 回 厚 生 常 任 委 員 会 会 議 録

開催年月日	平成 24 年 5 月 31 日（木曜日）	開会 13 時 31 分	閉会 16 時 45 分
開催場所	第三委員会室		
出席委員	関藤、堀、清水、木下、田村、荒木 議長、委員外～窪之内	事務局	中嶋事務局長
欠席委員			菊井次長
説明員	別紙のとおり		村井主任主事
	議件	別紙のとおり	
議 事 の 概 要	1. 所管からの報告事項について		
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、すべて報告済みとした。		
	(1) 生活保護費詐欺事件に係る訴訟等の動向について		
	(2) 平成 24 年度一般会計補正予算について		
	(3) 平成 24 年度一般会計補正予算について		
	(4) むし歯予防デーの開催について		
	(5) 条例改正について		
	(6) 戸籍システムの共同運用について		
	(7) 乳幼児等医療費助成に係る所得制限限度額の見直しについて		
	(8) 平成 23 年度コミュニティ施設の決算状況について		
	(9) 男女共同参画計画策定検討会議の発足について		
	(10) 「未来へつなぐ市民税 1 %事業」の報告会、審査結果について		
	(11) 太陽光発電システム導入に対する補助制度について		
	(12) 省エネセミナーの開催について		
	(13) 北海道電力（株）からの節電要請について		
	(14) 石狩川流域下水道におけるし尿処理共同処理事業について		
	(15) 平成 23 年度ごみ処理状況について		
	(16) 震災がれきの処理について		
	(17) 放射線の測定について		
	(18) ごみ処理手数料の改定スケジュールについて		
2. 第 2 回定例会以降の調査事項について			
別紙調査事項のとおりとすることに決定した。			
3. その他について			

議 事 の 概 要	なし。
	4. 次回委員会の日程について
	正副委員長に一任することに決定した。
上 記 記 載 の と お り 相 違 い ない。 厚生常任委員長 関 藤 龍 也 ㊟	

平成24年5月30日

滝川市議会議長 水 口 典 一 様

滝川市長 前 田 康 吉

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成24年5月11日付け滝議第17号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

市民生活部長	庄 野 雅 洋
市民生活部参事	石 川 雅 敏
市民生活部くらし支援課長	配 野 英 夫
市民生活部くらし支援課主幹	松 本 真理子
市民生活部くらし支援課副主幹	佐 藤 之 俊
市民生活部くらし支援課副主幹	山 川 弘 己
市民生活部くらし支援課副主幹	原 田 暢 裕
市民生活部くらし支援課副主幹	橋 本 英 昭
市民生活部くらし支援課主査	運 上 琢 論
市民生活部くらし支援課まちづくりセンター所長	工 藤 恒 裕
市民生活部市民課長	榎 木 康 人
市民生活部市民課主幹	杉 原 慶 紀
市民生活部市民課副主幹	小田桐 泉
市民生活部市民課副主幹	梅 津 敏 彦
保健福祉部長	佐々木 哲
保健福祉部次長	樋 郡 真 澄
保健福祉部福祉課長	国 嶋 隆 雄
保健福祉部子育て応援課副主幹	前 田 昌 敏
保健福祉部子育て応援課主査	関 山 佳 世
保健福祉部子育て応援課主査	庄 野 憲 宗
保健福祉部健康づくり課長	長 瀬 文 敬
保健福祉部健康づくり課主幹	織 田 恵 子
保健福祉部健康づくり課副主幹	小野寺 英 子
保健福祉部健康づくり課副主幹	白 石 美 幸
保健福祉部健康づくり課主査	澤 田 美 江

(総務部総務課総務グループ)

第12回 厚生常任委員会

H24. 5. 31(木) 13:30～
第 三 委 員 会 室

○開 会

○委員長挨拶（委員動静）

1. 所管からの報告事項について

《保健福祉部》

- | | |
|----------------------------|-------------|
| (1) 生活保護費詐欺事件に係る訴訟等の動向について | (資料) 福祉課 |
| (2) 平成 24 年度一般会計補正予算について | (資料) 子育て応援課 |
| (3) 平成 24 年度一般会計補正予算について | (資料) 健康づくり課 |
| (4) むし歯予防デーの開催について | (資料) 健康づくり課 |

《市民生活部》

- | | |
|-------------------------------------|----------------|
| (5) 条例改正について | (資料) 市民課 |
| (6) 戸籍システムの共同運用について | (資料) 市民課 |
| (7) 乳幼児等医療費助成に係る所得制限限度額の見直しについて | (資料) 市民課 |
| (8) 平成 23 年度コミュニティ施設の決算状況について | (資料) 暮らし支援課 |
| (9) 男女共同参画計画策定検討会議の発足について | (資料) 暮らし支援課 |
| (10) 「未来へつなぐ市民税 1 %事業」の報告会、審査結果について | (資料) まちづくりセンター |
| (11) 太陽光発電システム導入に対する補助制度について | (資料) 暮らし支援課 |
| (12) 省エネセミナーの開催について | (資料) 暮らし支援課 |
| (13) 北海道電力（株）からの節電要請について | (資料) 暮らし支援課 |
| (14) 石狩川流域下水道におけるし尿処理共同処理事業について | (資料) 暮らし支援課 |
| (15) 平成 23 年度ごみ処理状況について | (資料) 暮らし支援課 |
| (16) 震災がれきの処理について | (口頭) 暮らし支援課 |
| (17) 放射線の測定について | (口頭) 暮らし支援課 |
| (18) ごみ処理手数料の改定スケジュールについて | (口頭) 暮らし支援課 |

2. 第2回定例会以降の調査事項について～別紙

3. その他について

4. 次回委員会の日程について

○閉 会

第12回 厚生常任委員会

H24.5.31 (木)13:30～

第三委員会室

開 会 13:31

委員長 ただいまから第12回厚生常任委員会を開催いたします。

委員動静報告

委員長 委員動静につきましては、議長の出席をいただいております。委員外議員として窪之内議員の出席を許可しております。

報道関係としましては、プレス空知さんの傍聴を許可しております。

それでは、早速所管からの報告事項に入らせていただきます。

1. 所管からの報告事項について

委員長 議案関連となっている部分が保健福祉部より(2)、(3)、市民生活部より(5)、これが議案関連となっておりますので、ご留意願います。

それでは、保健福祉部より早速(1)、生活保護費詐欺事件に係る訴訟等の動向についての説明を求めます。

(1) 生活保護費詐欺事件に係る訴訟等の動向について

国嶋課長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

清水 芸能人のいわゆる親族の生活保護にかかわって、かなりマスコミが生活保護そのものについて報道している中で、この事件をマスコミが引き合いに出しているケースが多いらしいのです。私はワイドショーを見ていないので、直接は見えていないのだけれども、そういう形で市民の方からいろいろ言われる。きょうも出ていたよみたい。だから、かなりやはり異様な事件という点では、丸5年近くになるわけだけれども、全国で注視されているというふうに思うのです。その点で、私は口頭弁論、証人尋問に傍聴に行きましたけれども、2点ちょっと気になることがあるのですが、1点は監査委員の調査報告書について何を指摘されたかということ覚えていないという表現をするのです。証人に立っている方々は、当時監査委員の事情聴取も受け、その後内部調査委員会の事情聴取も受け、さらには第三者委員会の事情聴取も受け、また恐らく懲戒処分絡みでまた別に聴取を受けるという、恐らくかなりの回数そういう形で当時の記憶を確認をしているはずだということ、また現在市の職員としてそういったことについてきちっと整理して口頭弁論に臨むということが市としてどういうふうになっているのかなということがまず1点です。要するに記憶にないとか、そういうことが余りにも多いので、お聞きをしたいと思います。

もう一点は、国嶋課長は4年前も既に福祉課、当時は副主幹だったと思うのですが、タクシー料金について、当時はいわゆる福祉料金ということで陸運局の認可を受けているような答弁をされていたのですよね。私はずっと気になっていたのだけれども、そのことを確認する機会がなかったのですが、今回の裁判でもまたそのタクシー料金の認可運賃の問題がかなり出ているので、改めて当時のタクシー料金がいわゆる自動認可運賃だったのか、あるいはその他の申請運賃だったのかということについて確認をしておきたいと思います。

以上です。

国嶋課長

証人尋問に当たりましては、職員の対応としましては、まず裁判の裁判所による証人という特殊的なちょっと環境の事情はあると思います。また、これは民事裁判でございますので、相手方、原告側の弁護士から発せられる質問の聞き方、内容についても傍聴席でメモをとっていた私からもちょっとこういったことを聞いているのか、一答のもとに答えにくいような聞き方をやはりされておりました。その中で、事前に市としては当時の検証調書の中身の見直しですとか、また内容の変更等はありませんので、あくまでも当時のままに真摯に答えるようにということで指導をしております。本人について後から確認しましたが、やはりその場で突然言われたことに対して理路整然と答えるだけの落ちつきをちょっと持ち得なかったという感想は漏らしておりました。

次に、タクシー料金、清水委員から4年前の決算委員会だったと思いますが、そのときまず会社としてとっているのは通常の例えば市内を運行している会社と同じ地域別の自動認可運賃、それとあの会社についてはその自動認可運賃と同額のケア料金の2本の認定を受けているということは陸運局に当時も確認しております。その料金の設定、事件のときに使った介護タクシーの料金の設定については会社からの見積もり、札幌市からの支給実績、それらを勘案して滝川市としても認定しているということであります。陸運局に当時も確認しておりますけれども、見積もり等の内容で運賃料金が例えば基準以上であれば、陸運局としてはそれは違反だからということで取り消しもあり得ると。ただ、陸運局の許可以外のもの、高規格タクシー、民間救急車等の装備タクシーについて、その装備分として一括という見積もりでございましたので、それを見て陸運局としては運賃の内訳がわからなければ指導には至らないというお返事をその当時いただいていたはずでございます。

以上です。

清 水

1点目については、7月にもう一度別の職員が答弁するということになるので、例えば一番最初に持ってきた120万円の領収書を自分で受け取ったのかどうかも定かでないようなことも含めて、先ほど言った監査委員の調査報告書をどこまで見て、それをどう扱った程度のことはやはり明快に答えられるようにしておく必要があるのではないかと。というのは、今回のこの住民訴訟は被告は滝川市長ですから、滝川市長としてそういった答弁に責任を持つということが必要だというふうに思いますので、次回は市として失笑を買うようなことのないような、そういう姿勢が必要だというふうに思いますが、お考えを伺っておきます。

2点目は、これはちょっと事実の一つですから、私はあの当時陸運局に行って、当時あの管内で自動認可運賃以外の申請認可運賃を受けている会社はなかったらしいのですよね。だから高寿福祉興産も受けていませんでしたよということをお前は直接聞いております。たしか陸運局の〇〇2課だったかな。それに対して課長は当時同じ陸運局に聞いて申請認可運賃を許可されていたということですから、これは事実上1つなのでどちらかが間違いなのですよね。ちょっと確認をして次回の委員会でも結構ですから、議会答弁ですからね。かつてのは予算委員会ですし、今回ののは常任委員会ですから、そこをきちっと確認をしていただきたいということが2点目です。

以上です。

国嶋課長

まず、7月3日の証人尋問に臨むに当たりましては、同じように過去の内部検

証、外部検証委員会等で含めて確認できた事項をそのままに答弁をお願いする予定であります。また、事前に5月行われた中でも本人たちとの協議、すり合わせの中で偽証ではありませんけれども、事件、裁判から5年を経まして、その後報道、議会、委員会等で得た情報、その後に知った情報とその当時知っていた情報の記憶の定めが明らかではないということを本人たちも言っております。ですから、その整理をする意味で内部検証報告書等はもう一度目を通してくださいというふうをお願いはしております。

それと、もう一点、自動認可運賃の考え方ですが、私が確認したときは、まず自動認可運賃というのは地区別に決まった運賃でタクシー事業を始めるに当たっては申請するものです。また、それと同額の福祉ケア料金の設定をするというのは、大抵の会社が二種で申請をされているというふうにもその当時は聞きました。ですから、恐らく清水委員が確認されたのは、自動の認可運賃以外にそれより高額な福祉料金ですとかケア運賃の認定申請をしている会社がないということではないかと思います。当時私の資料で陸運局のどこに確認したというのはございますので、次回の委員会等ではその方からこの料金を確認したということで答弁は確認の意味で再度させていただきたいと思います。

以上です。

清水 次回の委員会で確認した結果をいただくということで、できれば口頭だけでなく資料的なものが、当時の許可の内容はどういう許可だったというようなことを裏づけるような資料も一緒に提出していただければと思いますが、いかがか。

委員長 資料について。

国嶋課長 申しわけないです。それは、ちょっと確約できないです。当時どういった、本当に資料としての形のものがあるのか、5年前、もうない会社のものが出せるのか、それはちょっと確認してみなければわかりませんので、資料を提出できるかどうかはこの場ではちょっとお約束できないです。

清水 終わります。

委員長 よろしいですか。

それでは、この件につきましては報告済みといたします。

引き続きまして、(2)、平成24年度一般会計補正予算について、子育て応援課のほうから説明を求めます。

(2) 平成24年度一般会計補正予算について

樋郡部次長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

木 下 母子生活支援の施設に要する経費の中で、広域入所ですか、その関係で1日幾らかかるのかちょっとお聞きすると市の持ち出し分の4分の1ですか、これについては財源は何でしょうかね。それをお聞きします。

以上です。

樋郡部次長 措置費のほうにつきましては、1日幾らというよりは一月幾らという計算になります。当該月の1日の日に入所している者について費用が発生します。18万2,000円ほどの経費がかかるわけですが、これはその施設は30部屋がございまして、施設に係る経費というのは30世帯が入所していれば30世帯の中で経費を割り返すのですが、もしその期間中空き室とかが出れば、そこも精算という形

委員 長
木 下
委員 長
清 水

になりますので、今18万二、三千円程度の概算で上げておりますけれども、最終的には入っていた期間中の精算という形になります。

それから、財源については一般財源です。

よろしいですか。

はい。

そのほか質疑ございますでしょうか。

DVはかなりあるということと相談も家庭児童相談室だと思いましたが、この時期というか、4月以降ということでも結構ですが、何件ぐらい同時並行で相談を受けて、このケースは母子生活支援施設を利用するということでDV被害から逃れることができたというふうに思うのですよね。ただ、いろんな理由で逃れられない、苦しみ続けるというケースもあるのだろうと。4月以降あるいはこの1年間、出せる数字で結構です。

また、母子生活支援施設に行くということは、今は離婚がまだ成立していない状態で行くと。そのときに親権という、離婚が成立していないわけだから親権とはまたちょっと違うのだと思うのだけれども、子供を連れていくということで児童相談所とかがそれはだめだとかというような指導をされたりすることもあると思うのです。今回のケースというのは、どういう申請とどういふだれが許可をして母子生活支援施設に入所できるというふうになったのか、その流れをちょっとご説明いただきたいなと。

樋郡部次長

まず、件数のほうなのですが、今年度については今回のケースも含めて2件ございます。ただ、この施設のほうに措置するのは今回のこの1件が初めてでございます。参考までに、昨年は10件ございました。

DVのケースもさまざまです。子供さんがいるケースだとか、もっと高齢の方のご夫婦での暴力によるものだとかいろいろです。今回の子供さんがいて出せないよとか、そういうことではなくて、あくまでもご本人がそこに最終的に行くという意思がなければ実は出すことはできないのです。今回の場合も子供さんがいらっしゃったケースなので、子供さんにとっても不意の出来事です。家の中のことは多分感じてはいたのでしょうけれども、急に行くことになったということで、子供さんのここを離れるという思いがなかなかつかなかったということで、なかなかお母さんのほうも踏ん切りがつかなかったのですけれども、ただこのままおうちのほうに戻っても危害が加わるおそれが多く感じられるケースだったものですから、今回の場合は施設のほうにご本人の意思で行っております。

それと、ここに行くまでのこのケースに限っての流れでお話ししたいと思っておりますけれども、まず今回のケースについては札幌の女性援助センターのほうに前日にご相談があったようです。相談があった時点でうちのほうにも、当然該当市のほうに連絡が来ます。それで、その内容を受けて滝川市のほうに相談に行くかもよということで連絡をいただいていたのですが、その夜にやはり家庭で大変重篤な事例になってしまって、警察もかかわるような結果になってしまったものですから、そのまま真っすぐ滝川市役所のほうに相談に警察の方が連れてきて、そのまま子供さんも学校のほうから連れていったケースでございます。緊急一時保護ですときには、道である女性援助センターのほうで直接措置するわけですが、ただ何分危険が及ぶということで、そこまでの搬送は私どものほうでそのまちまでいたしました。あと、その後は直接今度は施設のほう

に行かれて、施設で指導員さんとか、それから心理士の方とかいらっしゃると思いますので、そこで一時保護の間にお母さんと子供さんでこれからどういう生計を立てていくだとか、もちろん離婚調停のこともありますので、そういうものは施設のほうで今度支援していただいております。ただ、その間やはり情報は私どもと連携を密にしながら進めているところです。

以上でございます。

清 水

ことは初めてということで、これまでにこの支援施設に行かれたというのは滝川市からは何回かあったのかということと、もう一つはかなりためらう事例が多いような気がするのです、いろんな学校を変えとか。今回は窮迫で一時保護ということで、事の申請許可という行為がなくなってきたのだというふうに思うのですが、もう少し窮迫性が小さいようなときにこの制度を利用しようとしたら、最初から広域入所ということで滝川市がその財源措置もしなければならぬ、道も国もしなければならぬということで、かなりその決定には時間とかかかるようなものなのか、それとも窮迫性がもう少し緩くても十分利用できるよというような制度なのか、そのあたりのことをご説明いただきたい。

樋郡部次長

この制度なのですけれども、あくまでもご本人の入る希望だとかあるのですけれども、なかなかそういうふうにならないということの場合は事例によって、私どもも私どもだけではなくてそのケースの事例にかかわった人たちで、この人たちを保護するためにはどのようにしたらいいかというのはみんなで一緒に方向を決めるのです。なので、そこのある意味もう本当に危険だよという部分については半分以上は説得をする形になります。ですから、今回の場合も相当行くまでには時間はかかりました。ですが、家に戻っても命にかかわるということが想像できる事例だったものですから、この分については説得しながらお母さんにも子供さんにも納得していただいていたケースでございます。

そして、あとこれまでも過去に緊急一時保護で出向いたのは一、二件あったと聞いております。ただ、近年ではないのですが、余り重くないケースであれば、緊急一時保護の間に次の生活を組み立てることができれば緊急一時保護の措置だけで実は終わります。ですが、今回のようなケースの場合は緊急一時保護の期間の中では対応し切れず、まだ危険性が及ぶ場合についてはこういう広域入所という形になります。

委 員 長

よろしいですか。

清 水

はい。

委 員 長

そのほか質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委 員 長

なければ、報告済みといたします。

続きまして、(3)、平成24年度一般会計補正予算について、健康づくり課のほうからお願いいたします。

(3) 平成24年度一般会計補正予算について

白石副主幹

(別紙資料に基づき説明する。)

委 員 長

説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

清 水

議案関連ですから、議案の以前の問題ということで、この制度なのですけれども、まず国でこういったことを進めていこうということなのだというふうに思いますが、何年計画ぐらいでやられる事業なのかと、それが1つ。

白石副主幹

もう一つは、これ親子ですよ。その確認。

何年間するのかというご質問だったのですが、これは平成24年度が新規として初めて実施いたします。そこで、参加者のお子さんですとか、またはその保護者等にアンケート調査をいたしまして、農業体験というのは食意識形成に非常に効果的であるというのは、いろんな研究者が効果があるというふうに言い切って発表はしているところなのですが、滝川市におきましてもどのような効果があるのかということと今回は宿泊型にしておりますが、宿泊型だけが教育ファームではありませんので、違う形がいいのか、そういうものをアンケート調査をしながら評価をして、市民委員さん等の意見を伺いながら滝川らしい教育ファームを実施していきたいということで、これから継続して、行動計画が28年度までになっておりますので、その間は計画をしていきたいというふうになっております。

今回の募集は、親子ではなくて5、6年生のお子さんだけを対象にしております。これは、国の制度ではなくて滝川市が独自に行動計画を策定いたしまして、その重点事業として取り組んでいく事業でございます。

清 水
委 員 長
木 下

終わります。

よろしいですか。

この事業なのですけれども、5、6年生ですよ、対象者が。その中で、学校別に割り振りするのですか。1カ所の学校ばかり偏ることも考えられるので、その中にも農家の方はいらっしゃいますでしょうし、そんな中で私が考えるのは学校別に割り振りするのかどうかだけお聞きしたいと思います。

以上です。

白石副主幹

学校別の割り振りというのは考えておりません。広く小学校を通じましてチラシを配布いたします。恐らく夏休み期間ですので、割と参加する方たちが休み中なので出やすいと思うのですけれども、今お子さんたちもかなり忙しい状況ですので、集めるのが大変かなと逆に思っております。恐らく江部乙小学校ですとか西小学校ですとか、農業体験を学校の中でかなり深くやっているところもございますので、そういうところは少ないのではないかなという想定で、第三小学校ですとか東小学校が農業体験をしていない現状ですので、そういうところを重点的にPRしながら参加を求めたいというふうに考えております。

以上です。

委 員 長
木 下
委 員 長

よろしいですか。

はい。

そのほかございますか。

(なしの声あり)

委 員 長

それでは、報告済みといたします。

続きまして、(4)、むし歯予防デーの開催についての説明を求めます。

(4) むし歯予防デーの開催について

小野寺副主幹

(別紙資料に基づき説明する。)

委 員 長

説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

清 水

これは、私は今歯医者へ通っていて、土曜日休診なので、これが行われるというのは知っていたのですけれども、市内の歯科医師の先生方が休診にしてまで協力していただくということで大変ありがたいことだなということで、この効

果を上げるという点で、自分の経験で言うのもなんなのですが、やっぱりだめになってから大事だったなと思うのですよね。だから、だめになってから行く人も結構いるのだらうと思うのですが、やっぱりターゲットとしては大人というか20代、30代、50代になったらもう遅いから2、3、4ぐらい、そういった方々がどれぐらい参加されているのか、去年あたりの感じで結構ですが。

小野寺副主幹

昨年度につきましては、参加者が少なかったということもありますし、それからあと20代、30代がどれぐらいかというのは子供の健診を、子供さんと参加されている父兄がいらっしゃっているということで100人もいません。四、五十人ぐらいだったと思います。非常に成人の方は歯医者で、歯科医院で定期的に歯科健診を受けているということで、最近是非常に参加がまた減ってきているところがあります。

長瀬課長

健康づくり課長、長瀬です。今の成人の部分の中での予防活動ということで、今回は企業、金融機関等々も回りまして口臭測定の部分のPRを含めて参加を呼びかけているところでございます。よろしくお願いします。

清 水

医療費が上がっている原因のかなりの部分が歯科治療が占めているとかという言い方をしたら歯科に行くなという話になるので、と言っているように誤解されるので、そういうことではもちろんないのですが、やはり大事なのだということを経営を回られて啓蒙されるということは非常に大事だというふうに思います。いずれにしても、普通の人に、テレビ番組とかでありますよね。最近そういうのはやっていますよね。そういうのをほうっておくとかこんなことになるのだというようなテレビ番組ありますよね。そういった効果的な啓蒙活動を求めて終わりたいと思います。

以上です。

委員 長

答弁はいいですか。

清 水

はい。

委員 長

ほかにございますか。

木 下

7番目のフッ素塗布というのですか、これ。この関係については賛否両論出ていますよね、反対している方も父兄の方で。

それと、もう一つは、ことしから始まったサホライドというのはどんなようなものなのでしょうか。この2点をお聞きします。

以上です。

小野寺副主幹

今のご質問なのですけれども、フッ素塗布というのは虫歯になっていない歯を、それから生えたての歯を虫歯にならないようにするためのお薬を塗ると。要するに生えてきて、非常にそのときはまだ幼弱な状態なので、そのときに歯の表面にフッ素を塗って酸に強い歯にするというのがフッ素塗布の役割、役目です。

(「賛否両論あるのは」と言う声あり)

小野寺副主幹

それはフッ素洗口ですね。フッ素洗口につきましては、いろいろ言われておりますけれども、今はWHOという世界保健機構でもそういうふだん水道水に入れて毎日とるとか飲まない限りは、それこそそういう管理のもとでやっている上では全然支障が、問題がないということで世界でも認められているような状態ですので、細かい科学的な根拠とかいろいろな細かいことにつきましては専門家ではありませんので、ちょっとわからないのですけれども、そういう面ではほかの新潟県とかではもう長い間やっていますし、それから新潟県で運動をしてやっているということと、それから登別小学校では昭和五十数年ぐらいか

らもうずっとある一部の小学校ではフッ素洗口をしているというのが現状です
ので、それにおいてそのお子様たちがもう30代になるかと思うのですけれども、
特にそれで何かあったかということはほとんど聞いておりませんので、安全の
領域の中で歯科医師とか薬剤師の指導のもとで実施しているので、本当に問題
はない、問題はゼロとは言いませんけれども、ない形で進められていると思い
ます。それで今滝川市もそれで進んでいるのかなという気がいたします。

それから、サホライド塗布ということですが、このサホライドというのは虫歯
になっている歯に対して、特にひどい虫歯ではなくて初期の虫歯にサホライド
という、フッ化ジアンミン銀液というのがあるのですけれども、その薬をつけ
ると歯の表面に塗布することで進行をおくらせる薬なのです。それで、まだ歯医
者に行って治療するまでもない歯に対して塗布することが多い状態です。それで予防
して歯科治療をしないで済むというお薬になります。

以上です

委員長 よろしいですか。

木 下 はい。

委員長 そのほか質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 なければ、報告済みといたします。

ここで所管が入れかわりますので、入れかえの5分間休憩をとりたいと思いま
す。休憩します。

休 憩 14:20

再 開 14:25

委員長 それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

市民生活部より(5)、条例改正についての説明を求めます。

(5) 条例改正について

小田桐副主幹 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

木 下 この条例ですけれども、その前にちょっとだけ初歩的な質問で申しわけないの
ですけれども、こういうことにすることによってメリットとか、そういうもの
は何かあるのかないのかと、それともう一つは外国人といったらサインですよ
ね、向こうのほうでは、それを今度印鑑登録も片仮名でできるということの文
言整理なんかをきちっとしますよね。その関係でメリット、デメリットのほう
だけちょっとお聞きます。

以上です。

小田桐副主幹 メリットについてなのですが、今までは外国人の方、中長期在留者の方
は入国管理局で変更届等、在留資格等、そういうものは入国管理局へ行きまし
て、それをまた市町村に来られまして二重で申請をされていたのですけれども、
今後は入国管理局だけで済むようになります。

印鑑登録のサインの関係ですけれども、これは今まではアルファベットではな
くて片仮名で合わせたものとか、そういうものを印鑑登録していたのですけれ
ども、サインでは印鑑登録というのはしていないのです。今後も同じく片仮名
表記で永住権の方はすることになります。

委員長 よろしいですか。

委員長
 杉原主幹 「だからデメリットはないんですね」と言う声あり
 デメリットは何かあるのでしょうか。
 デメリットということは特にはないです。外国人の方にとっては、これまで2つ
 に手続へ行っていたりしたものが1つになったりすることなので。
 （「便利がいいと」と言う声あり）

杉原主幹 そうですね。
 木 下 わかりました。
 委員長 そのほか質疑ございますでしょうか。
 （なしの声あり）

委員長 なければ、私のほうから1点よろしいでしょうか。この条例改正によって、今
 在住している外国人が何か役所に申請に行かなければならないということはあ
 るのかということと、もう一点は先ほど今ご答弁いただいた中で例えばビザが
 1年間おりてきた人間が延長する場合、今まで入管に行くのは従来と変わらず
 入管に行くことになるのですか。入管に行ってその手続をするという、市町村
 ではできないのですね、あくまでも。その点だけ。

小田桐副主幹 申請についてですけれども、特別永住者の方以外の方は、中長期在住者の方は
 入国管理局だけの申請になります。特別永住者は、今までどおり市区町村を経
 由して法務省で申請手続をすることになります。ビザの関係も同じで、特別永
 住者以外の方は全部入管ですることになります。

杉原主幹 補足なのですけれども、現在外国人登録証明書というのを持たれているかと思
 うのですけれども、それにつきましては次の在留カードとか特別永住者証明書
 とあるのですけれども、それをみなす期間というのが定められておりまして、
 施行日はことしの7月9日からなのですけれども、その施行日以降3年間につ
 いては随時手続で切りかえていくということとなっておりますので、補足して
 おきます。

委員長 そのほか質疑ございますでしょうか。
 （なしの声あり）

委員長 なければ、報告済みといたします。
 続きまして、(6)、戸籍システムの共同運用についての説明を求めます。
（6）戸籍システムの共同運用について

杉原主幹 （別紙資料に基づき説明する。）
 委員長 説明が終わりました。
 質疑ございますでしょうか。

荒 木 ちょっと質問の仕方が難しいのですけれども、この共同運用開始に至るまで、
 恐らく5市5町で必要な経費計上で補正予算案が上程されるということになる
 と思うのですけれども、戸籍ですからそれ以外で予算案を例えば議会で審議す
 る以外に何か障害になるようなことがあるのかどうか。多分補正予算を可決す
 るかどうかということになるというふうに思うのですけれども、それにしても
 5市5町で今要するに共同で構築しようというふうに努力をされている。それ
 が要するに各5市5町の議会の判断にゆだねられるということになりますよね。
 だから、せっかく準備をして進めているのに1つ抜ける、2つ抜けるというこ
 ともあり得る、それ以外でやるということもあり得るのかどうかということ
 を伺います。

杉原主幹 今委員さん言われたとおり、協議会のほうで7月末、8月の中旬にかけて優先

交渉業者を決定するわけなのですが、それをもって決定ということではなくて当然その後の議会、9月の議会になるかと思いますが、そこにおいてまずデータ作成する市町におきましてはデータ作成に関する補正予算を上程することになります。さらに滝川市にサーバーを設置するということが前提になっているものですから、そうなりますと他の4市5町が滝川市に事務の委託をするという形になりますので、当然これについては規約を定めなくてはならなくなりまして、各市町において規約の議決が必要となります。最終的には規約が議決されてスタートするというような形になりますので、今は5市5町でやる前提で進んでいますが、最終的にそこで議決されないとそろわないというような形にはなりません。

以上です。

荒 木

よくわかりました。私が最後にお聞きしたかったのが仮に1つ、2つ欠けたとしてもその残りでやるということもあり得るのかどうかということです。

杉原主幹

そちらについては、前提として5市5町でやるということで進めてきたのですが、最終的にそういう判断が下されたときにはまた恐らく広域圏の中でまた議論をされるのかなというふうに考えております。

委 員 長

そのほか質疑ございますか。

木 下

ちょっと初歩的で申しわけないのですが、5市5町の中の割合区分を決めるときには本籍地の人数割か何かを考えているのでしょうか。それだけお聞きします。

杉原主幹

当然負担割合とかを決めるときには、通常は均等割と人口割ですとか、そういうパターンがあるのですが、今回につきましては均等割と戸籍数割というようなことで話は進んでおります。ただ、その負担割合についてはまだ決定しているわけではないのですが、今回滝川市に仮にシステムベンダが変更になった場合に持ち出しが多くなるということで、その辺も加味しなければならないということで現在話し合われているところなので、それを見越した上でのこの2割程度といった表記にしております。

委 員 長

よろしいですか。

木 下

よろしいです。

委 員 長

そのほか質疑ございますか。

清 水

前回もちょっと確認をしたかもしれませんが、こういう除雪車両を共有するとか貸したりとかというものでなくて非常に複雑なものを共有するという場合は通常一部事務組合なのですよね。これを事務委託ということでされるということなのですが、恐らく滝川市は他に事例はないと思うし、ほかの市町村でもそんなにはないのではないかというふうに思うのですが、戸籍についてはやられているのか、そのあたりのことについてまず1点。

2点目は、プロポーザルのときの選考委員会なのですが、実は副市長の選考委員会ときに私が選考委員の名簿を見たところ、市の要するに市から受注している業者さんが選考委員の中に入っていたのです。ちょっと私はびっくりしたのですよね。プロポーザルで選考する場合はやはり第三者、学識経験者とか、やっぱり業者さんが入るというのはちょっと私はあり得ないと思いますので、その点についてお伺いをしたいと思います。

杉原主幹

今回のような協議会方式で共同で利用するという先例については全国的にもあります。あることはある。そして、直近では昨年なのですが、北海道の

白糠町と釧路町と弟子屈町の3町が同じような方法で、今回5市5町もそれに見習うような形で行ったところでございます。

今おっしゃられたプロポーザルの選考委員ということなのですが、先ほど協議会の部会の話とかをしたのですけれども、その中にシステム専門部会というのがありまして、その中でいろいろ業者に対して質問書ですとか提案書だとか、そういった内容を精査しているところでございます。したがって、その中に入っている者は市町の職員でございまして、そういうふうに関係にある委員が入っているということはありません。なおかつ戸籍の場合は、学識経験者というよりもやっぱり現場、戸籍事務を行っている職員の使いやすさですとか、そういうものが重要になってくると思いますので、そういった担当職だけで今進めているところでございます。

清 水
委 員 長

終わります。

よろしいですか。

そのほか質疑ございますか。

(なしの声あり)

委 員 長

なければ、報告済みといたします。

続きまして、(7)、乳幼児等医療費助成に係る所得制限限度額の見直しについての説明を求めます。

(7) 乳幼児等医療費助成に係る所得制限限度額の見直しについて

梅津副主幹
委 員 長

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委 員 長

それでは、報告済みといたします。

それでは、続きまして(8)、平成23年度コミュニティ施設の決算状況についての説明を求めます。

(8) 平成23年度コミュニティ施設の決算状況について

松本主幹
委 員 長

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

清 水

まず、1点目は、運営協議会の高齢化でいつまで続けられるのかということについてはどんな見通しを持っているのか。

2点目は、ちょっとこの中で私は児童館を併設していないのは幸町と緑地区と本町地区だけだったような気がするのですが、確認します。

それと、管理人件費の中で、いわゆる会計さんを代表とするような町内会の会計ですら必ず実費相当というか、お礼相当というかわかりませんが、1万円から3万円ぐらいは出しているのだらうと思うのです。ましてこういう指定管理施設という公費が完全に入るような施設で完全ボランティアというのは問題だということを予算委員会でも取り上げましたが、その後の検討経過について伺います。

松本主幹

運営委員会の高齢化につきましては、その方がずっとやるわけではなくて、町内会の連合の委員さんが、役員さんがかわった時点で運営委員会の役員もかわってきますので、ずっと高齢化というわけではございません。その地区によっては新しい方にバトンタッチするところもあります。

それと、児童館の併設なのですが、委員さんもおっしゃられたように幸町と、それと緑地区と本町地区は児童館併設ではございません。

それと、会計の報酬なのですが、こちらにつきましては各運営委員会のほうで金額は多分ばらばらだと思いますが、それぞれ支払っていただいているということであちのほうでは伺っております。

清 水

まず、高齢化なのですけれども、それは確かに新しくなればいいのですよ、かわって。かわりがいないという苦しい状況があるというふうにかなり聞いているのです。それで、当面3年、5年は大丈夫かもしれませんが、10年先はもうやみだつ。そもそも町内会そのものがどんどんつぶれていっているという話も聞いておりますので、やはりこういう公民館というコミュニティ施設ということでは、10年先を見越した運営を考えなければならぬと思うので私は聞いたのです。そういうちょっと危機感が弱いかなというふうに思いましたので、もう一度伺います。

もう一点は、明らかに会計はボランティアのところがあるのです。それで、そこはきちっと管理人さんについてはお金を払うということが決まっているのかどうかもわかりませんが、こういう人事配置をしないと適正な運営は保証できないということで、やっぱりこういったことを規約をつくるようなことをしていかなければだめだと思うのです。そういうことについてのお考え。

3点目は、支出でいうと幸町が最大で314万円ですね。一番少ないところが西地区で186万円、この差というのはどんなことが要因しているのか。

以上です。

松本主幹

運営委員会の高齢化ということなのですが、それにつきましては各運営委員会にお任せしております、市のほうではこうしてほしいという要望はできないというか、町内会連合会のほうが主体となって、その中でどこの館はこの運営委員会がしてほしいということで割り振りしておりますので、市のほうは特にタッチしているというか、そちらの運営委員会の方法にお任せしている状態でございます。

それと、会計の報酬がボランティアではないかということなのですが、私もどこの館が会計にお支払いしていないのかはちょっとわからないのですが、一応会計も報酬、役員さんは年間5万円は役員の報酬で支払ってよろしいということであちのほうも積算して負担金を支払っておりますので、その点はどこの館なのかちょっと逆に教えていただきたい状況なのですけれども。

それと、最後の支出額の差なのですが、これにつきましては賃金、人件費ですね。人件費が相当差がありまして、その差も出てきておりますし、あと収入関係でふえている、大きいところもありますが、一番大きい支出額ということになりますと人件費、それと備品につきましては一応その運営委員会でちょっと余裕が出るということで備品等も買っているところもございます。そういう関係も出てきます。あとコピー機があつたりとか、その館で違いますので、その差が出てきているのかなと思います。

以上でございます。

清 水

これは非公募でやっているのです。要するに競争性がないので、いいところ、要するに能力のあるところが選ばれるというシステムではないのです。仮に運営協議会に本当に無理してやっているのだというような実態がありながら非公募で運営委員会に任せるとするのは、僕は非常にふさわしくないと思うのです。

そんなのだったら、僕は公募にしてしまわないと適正な管理って保証されないと思うのです。少なくとも公共施設を何か我慢して片手間で、病院に行かなければならないのを我慢してやっているとか、そんなことの中でもし事故や不適切なことが起きたら大変だと思うのよね。そういう意味で私は高齢化という言葉方をしましたが、高齢化だけではないです。やっぱりその運営協議会が本当に能力が保たれているということをどう判断するのかということが担保されない、保証されない限りは非公募でやることは不適切だというふうに私は思うので、ちょっと本格的な答弁を。

それと、もう一点。人件費の差だと言うのだけれども、ほとんど大きいところと小さいところで灯油代が違うとかというのは当然ある。だけれども、開館時間は余り変わらないだろうから、大きいところのほうが1人でいいところと1人半必要なところとかということならわかるのだけれども、人件費の差というのは具体的に人数の違いなのか、単価の違いなのか。基本的にこんなのは、単価は僕は一定でなければならないと思います。非公募でやっているのですから。非公募でやっていて、ここは時間単価705円だと、こちらは850円だというのがもしあるとすれば、それはちょっと不適切だなというふうにも思いますので、人件費の違いというのは人数の違い、総人工、人工と言い方は通じますよね。総人工が違うのか、開館時間等が違うのか、それとも賃金単価が違うのか。以上です。

松本主幹

済みません。先に人件費のお答えをさせていただきます。人件費につきましては、単価は一律でございます。運営委員会を開きまして、最低賃金がございますが、それに合わせて運営委員会を開いてその単価でやろうということで行っております。それと、館によりましては月額給料にしているところもございます。それと、あと人工につきましては2人のところもございますし、1人で行っているところもございます。ですから、その差もあるかと思いますが、一応初めの、少ないところは多分利用が入っている時間のかぎのあけ閉め、終わったときの閉め、そのときだけに行って、あと利用のないところに行っていないというところは結構シビアに料金が下がっているのかなという、人件費が下がっているのかなということであちのほうでは確認しております。

以上でございます。

庄野部長

この制度が始まったときには、やはりコミュニティ施設をみずから管理をしていただいて地域の活動を活性化していただくというのが根底にあるのだろうと思うのです。そういう意味で運営協議会にお預けをして、創意工夫の中でこの施設運営をお願いをしたいということで進めてまいりました。そういう意味では、相当自由度が高いというか、それぞれの協議会の中で工夫をしながら運営をしていただいているのですが、清水委員言われるように高齢化の問題があったり、そういう館の運営のさまざまな問題があらうかと思います。町連協の役員の皆さんともちょっとお話ししている内容として、これからこの施設を運営するに当たってさまざまな問題もあらうかと思いますので、そういう場をつくってそれぞれの持っているノウハウの提供ですとか課題、そういうものを一堂に会してざくばらんにご相談いただく、協議いただく、そんな場をつくっていただくようにちょっとお話ししているところでございます。何とかそういう場をつくりながら適正な、あるいは運営がきちっと行えるように相談に乗ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

清 水 ちよっと私、今町連協という話もされましたが、今町連協の理事会というか、兼職問題とかでかなり大荒れに荒れているということはご存じだと思いますが、ちよっと見直しの時期に僕は来ていると思うのです。見直しというのは、やめれというのではないですよ。自由にやっていただく、尊重するやり方でいいのかという。そういう点で、私はこの決算資料だけではちよっと委員会として分析できないということで、それぞれの館の詳しい決算書類の提出を委員会に求めたいというふうに思いますが。

委 員 長 今それぞれの館の決算書の提出ということだったのですけれども、所管のほうはそういった内容を用意することはできるのでしょうか。

次回の委員会に提出はできますでしょうか。

それでは、今ある決算書、新たにつくるものではなくて今既存であるもので次回の委員会まで提出は可能でしょうか。

庄野部長 はい。

委 員 長 それでは、各委員のほうにお諮りいたします。

決算書の提出を求めるということでよろしいでしょうか。よろしいですか。

(異議なしの声あり)

委 員 長 それでは、そのようにお願いいたします。清水委員、今のように取り計らってよろしいですか。

清 水 はい。

委 員 長 それでは、そのようにお願いいたします。

続きまして、さらに質疑ございますでしょうか。

木 下 1件だけ確認なのですけれども、支出の部の中の施設維持管理費の中で、光熱水費その他はわかるのですけれども、修繕費は幾ら以上は市のほうで見てくれているのかだけをお聞きします。

松本主幹 修繕費のほうは、各館の運営状況を見まして、厳しいところにつきましては市のほうで負担したり、余裕がありましたら話し合いを持って4万円までは館で見てほしいとか、そういう形で融通のきくような形で扱っております。今回、今年度、24年度になりますが、24年度につきましては全館4万円の修繕料ということで負担金を出しております。

以上でございます。

委 員 長 木下委員、よろしいでしょうか。

木 下 はい、わかりました。

委 員 長 そのほか質疑ございますでしょうか。

副委員長 何点かちよっと質問します。

まず、1点目は、管理代行負担金の算定基準がどうなっているのかということをお聞きします。各館のですね。

それから、もう一点は、今回この収支決算の繰り越しを見ますと12館中7館は前年度より繰越額は多いですね。少ないところでも備品購入を考え合わせますと、2館ほどふえているのではないかなと思うのです、状況が。東町地区公民館につきましては、当然前年並みぐらいに繰り越しされるのだらうというふうにならずにずっと思っていたのですが、11月、12月の時点で仮決算をしましたら、何か年度末では赤字になるのではないかとということで、相談も行きましたからご存じだと思うのですが、その要因は人件費と電気代と灯油代だったのですよね。

多少備品購入費というのもちよっと8万円ぐらいありましたけれども、各館もきっとそれは同じように上がっていると思われるのですが、なぜこのように繰り越しのいわゆるプラス要因が多いのは何なのかというのがもう一点です。

最後に、各公民館は頑張っていると思いますけれども、もし赤字、マイナス決算になった場合にはどうなるのかと、この3点について質問いたします。

松本主幹 算定基準につきましては、維持管理費3年間分の平均をとりまして、そちらで計算してございます。諸経費につきましては、そちらの維持管理費の5パーセントを見ております。それと、管理人件費につきましては1日4時間掛ける単価掛ける5日分、1週間分掛ける52週を計算してございます。それで、あと児童館のない、併設していないところにつきましては、人件費につきましてはその1.25倍を掛けてございます。という計算式で積算してございます。

それと、繰越額が多いところと少ないところということなのですが、こちらにつきましては各館で努力していただいて余裕が出るというところもございまして、先を見越さないで備品を買ったり先食いしてしまっただけで最後に厳しくなるというところもあるのです。ですから、運営委員会のやり方でこういう結果が出てきているところもございまして、赤字になったときなのではございますけれども、一応運営委員会のほうで調整していただいているところなのではございますけれども。

済みません。赤字になったところで、うちのほうの指導したところにつきましては連合会が母体となっておりますので、その連合会のほうから一時借り入れしていただいて、次の年度にプラスになるように努力していただいて、それを返していただくような形で指導しているところでございます。

以上です。

副委員長 過去にはやっぱりマイナスになったところがありますか。今のようなことで回復したと。その事例をちょっと説明してください。

松本主幹 過去の何年か前はわからないのですが、ことしにつきましては幸町、それと本町が一応借り入れしていただいて今現在に至っているところでございます。

以上でございます。

委員長 よろしいですか。

副委員長 はい。

委員長 そのほか質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員長 なければ、報告済みといたします。

続きまして、(9)、男女共同参画計画策定検討会議の発足についての説明を求めます。

(9) 男女共同参画計画策定検討会議の発足について

(別紙資料に基づき説明する。)

松本主幹 説明が終わりました。

委員長 質疑ございますでしょうか。よろしいですか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。

続きまして、(10)、「未来へつなぐ市民税1%事業」の報告会、審査結果についての説明を求めます。

工藤所長
委員長 (10)「未来へつなぐ市民税1%事業」の報告会、審査結果について
(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わりました。
質疑ございますでしょうか。よろしいですか。
(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。
ここで休憩をとりたいと思います。35分まで10分間の休憩をここで入れたいと思います。休憩します。

休 憩 15 : 25
再 開 15 : 37

委員長 それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。
それでは、(11)、太陽光発電システム導入に対する補助制度についての説明を求めます。

(11) 太陽光発電システム導入に対する補助制度について
(別紙資料に基づき説明する。)

橋本副主幹
委員長 説明が終わりました。
質疑ございますでしょうか。

荒 木 これは一般住宅用だというふうに認識するのですが、住宅と事業所が一体となっていて、しかも電気が要するに住宅用の使用と、それから事業用と仮に一体となっているようなそんなケースでも可なのかどうかということをお聞きします。

橋本副主幹 基本的に今のケース、ちょっと具体にもう少し条件を見ないとわからないのですけれども、そのあたりも国の補助金と同一の条件を付していますので、国のほうで通れば滝川市もオーケーということになるのですけれども、先ほどのケースですと、ここでは住宅兼店舗ですとか、そういったものは国のほうでは対象であるということになっていますし、あと北電さんとの契約、それが申請者本人であればいいということですので、ちょっとケース・バイ・ケースだとは思いますが、基本的にうちは国のほうが満たせば滝川市もオーケーですということになります。

委員長 以上です。
よろしいでしょうか。

荒 木 はい。

委員長 そのほか質疑ございますでしょうか。
(なしの声あり)

委員長 なければ、報告済みといたします。
続きまして、(12)、省エネセミナーの開催についての説明を求めます。

(12) 省エネセミナーの開催について
(別紙資料に基づき説明する。)

橋本副主幹
委員長 説明が終わりました。
質疑ございますでしょうか。

清 水 家庭用の指導員の方は、どれぐらいの費用がかかるのか、場所代も含めて。

橋本副主幹 こちらは、いずれのセミナーにつきましても省エネセンターが負担をするということで市の負担は一切ございません。
以上です。

清 水 非常に関心が高くなるのはもう見えているのですよね。町内会でやりたいとか
 というときには来てくれるのでしょうか。

橋本副主幹 札幌から講師の先生が来られるということで、町内会で例えば5人、10人の範
 囲だと、なかなかこれを逐一来ていただくというのは、滝川市として呼びし
 ているので、そうそう何回も来ていただくというわけにはならないかと思いま
 すので、そのときは例えば町内会、昨年もこれは実施させていただいたのだす
 けれども、例えば小学校ですとか団体さん向けに市の、レベルはちょっと落ち
 るかもしれませんが、市の担当者が出前講座という形で、昨年省エネ向
 けの冊子、具体的な省エネの方法をまとめた冊子もつくっておりますので、そ
 れも踏まえて交えながらそういった町内会に対しては我々が出向いていきたい
 というふうに考えております。

委員長 以上です。
 よろしいですか。
 そのほか質疑ございますでしょうか。
 (なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。
 続きまして、(13)、北海道電力株式会社からの節電要請について説明を求めま
 す。

(13) 北海道電力(株)からの節電要請について
 (別紙資料に基づき説明する。)

庄野部長 説明が終わりました。
 委員長 質疑ございますでしょうか。

清 水 まず、周知の方法及び時期なのですけれども、7月の23日からですよね。ピー
 クは8月に入ってからですよね。それで、7月23日から始めて、いや、これは
 ちょっと7パーセントいっていないぞというような感じで、もうちょっと節電
 してくださいというような感じでうまくいけばいいのだけれども、もっと準備
 期間みたいな、例えば7月の頭ぐらいに。結局テレビを見ないと、照明を全
 部消すとか、本当の最小限にすると、パソコンはしないとか、大体みんな似
 たようなことをやると思うのです。1度そういうことであれば、別に暑いとき
 でなくてもいいわけだから、それでどれぐらいの効果が出るのかというような、
 別にそれは滝川市でなくてもいいと思うのですけれども、北電としてどこか
 でモデル的にやるとか、そんなことがあればいいのかなというのが、そのあた
 りの情報というか。

2点目は、計画停電という言葉がちらっと出ていたのですが、たしか道が北電
 に計画停電の検討を指示みたいな報道が1カ月ぐらい前にされたような記憶が
 あるのですけれども、ここではまず計画停電というのは全く頭にないよとい
 うことなのかということについて2点目。

それと、もう一点は、こんなことを心配しても、そんなことわかっているとい
 う話になるだけなのですが、これは9時から20時といたら普通我慢していた
 ものがみんな20時にどっとつけるとか、そういうことはもう当然計算済みの話
 だということなのか伺います。

庄野部長 すべて滝川市で答えられるような中身では実はないのだろうと思うのですけれ
 ども、また別途道のほうでも各自治体に節電の要請というのは来ております。
 また、そういう会合もございます。そういう場で事前のそんな取り組みはどう

なのだろうかと、そんなこともちょっと投げかけはしてみたいと思います。
それから、計画停電のお話がありました。計画停電にならないように道民の皆さんには取り組みをお願いをしたいという話でございますので、想定はしていないということでは多分ないだろうと思うのですが、停電にならないように市民の皆さん、道民の皆さんにはご協力をお願いしたいというのが大前提として取り組まれているというふうにお聞きをしております。

それから、もう一点は、8時過ぎですね。それもまた過去の実績として、その時間帯が電力量の使用が非常に多い時間帯というふうに言われていますので、その時間帯で北電さんも設定をされているのだろろうと思います。一斉につけるということではなしに、人のそういう生活のパターンの中からそういう時間帯を設定されているものというふうに考えています。

以上です。

委員長

よろしいですか。

そのほか質疑ございますでしょうか。

副委員長

1点だけお聞きしますが、ちょっとこの中の流れとは違うのですが、今市で行っている町内の防犯灯の件なのですが、これに対する120ワット以上の助成だとか、水銀灯からナトリウム灯に変えるとか、こういう制度ございますよね。うちの町内も今回LEDに10灯だけ変えたのです、自費で。ちょっとお金かかりましたけれども、来年度はまたことし8月に申請するようになりますよね。そのときの予算枠というのは拡大するようになっていますか。まず、1点お聞きします。

松本主幹

防犯灯の補助の関係なのですが、今現在規則の中ではLEDの関係は載ってございません。それで、今検討をしましてLEDもナトリウム灯に変えるのと同じような費用で考えてございます。その費用につきましては、別に予算を持つということではなくて、今現在の予算の中でナトリウム灯がLEDに変わったという形で進めていこうと考えてございます。

以上でございます。

副委員長

こういう時期だからこそ、やっぱりそれをしっかり各単位町内会に啓蒙したらいいと思うのです。それで、結局市も最初に助成して金額は膨れるかもしれませんが、最終的にはいいわけですから、単位町内も市もいいわけですから、やっぱり予算をもっとつけるとか、周知するときに啓蒙に歩くとか、こういうことをぜひ今年度やるべきだと思いますので、提案をしておきます。

以上です。

委員長

答弁はよろしいですね。

副委員長

いいです。

委員長

そのほか質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員長

水口議長、何かございますか。ありませんか。よろしいですか。

(「よろしく願いします」と言う声あり)

委員長

わかりました。

それでは、報告済みといたします。

続きまして、(14)、石狩川流域下水道におけるし尿処理共同処理事業についての説明を求めます。

(14) 石狩川流域下水道におけるし尿処理共同処理事業について

石川参事 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。よろしいですか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。

続きまして、(15)、平成23年度ごみ処理状況についての説明を求めます。

(15) 平成23年度ごみ処理状況について

運上主査 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

清水 質疑ございますでしょうか。よろしいですか。

2点お伺いしたいのですが、ごみ袋料金は次の報告で出てくると思うのですが、平成15年の有料化のときに、有料化というか、ごみ袋料金化したときに急減していますよね。このときのごみはどこへ行ったという分析はどういうふうにされているのかと、同じようなことがもし料金を上げれば起きるということでお伺いします。

もう一点は、資源回収なのですが、資源回収の量がだんだん減ってきているというのがよくわからないなど。資源回収できていたものがどこに行ったのか、ちょっと非常に漠然とした聞き方なのですが、以上です。

石川参事 今回の2枚目の部分で、平成14年から15年ということで急激に下がっております。当然ご存じでしょうが、税金と同じようにごみ処理手数料を1件幾らという形で取ったということから、駆け込みで出すというのが相当量ありました。特に一番多かったのは粗大ごみということで、1軒からトラック1台分の粗大ごみを出されるということが前年度の11月からずっと続いてくると。それと、当然従量制ですから、このとき当時の説明会では物を出すだけお金がかかりますというものを言っております。そのときに、当然今でも言っていますが、ごみを家庭の中に持ち込まないということも一緒にしております。その成果がこの数字としてあらわれたのだというふうに思っております。このときのごみはどこへ行ったのだということについては、みんなそれぞれの自助努力によって出す量を減らしたというふうに考えております。

以上です。

運上主査 資源回収の量が減少しているという点につきましては、1つは行政回収の部分が入ってきたことによりまして行政回収の資源回収量が少し、特に古紙類については増加傾向にあるのですけれども、そのほかの資源回収の部分については資源回収団体が1つは減っているという、集団資源回収での集める部分につきましては若干団体が減少しているという傾向と、それから回収量も少し落ちてきているのが、ちょっとこの表の中にはあらわしていませんが、データとしてはあります。一方で、ここ数年スーパーさん、マックスバリュですとか生協ですとかビッグハウスさん、それぞれの回収が相当数ふえているということで情報だけは、細かいデータはまだいただいていないのですが、今後ちょっと参考にデータを回収したいなと思っておりますが、そういったところでの回収が増加傾向にあると、こういったところも要因にあるというふうに一応考えてはございます。今後ちょっとこのデータ分析もしたいと思っておりますので、そろえば改めてこういった場でまたご報告をさせていただきたいと思います。

以上です。

清水
委員長

終わります。
よろしいですか。
そのほか質疑ございますでしょうか。よろしいですか。
(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。
続きまして、(16)、震災瓦れきの処理について、口頭になりますね。説明を求めます。

(16) 震災がれきの処理について

庄野部長

委員会のほうから口頭でも結構なのでということで、震災瓦れきの処理について経緯を報告してほしいということがございました。

震災瓦れきの処理につきましては、3月16日になりますけれども、国から道のほうに広域処理の要請がございました。また、道のほうから各市あるいは一部事務組合等に処理の協力依頼ということがございました。この際に滝川市にも参っておりますけれども、処理を受け入れることができるということであれば回答するということになっておりますので、うちの場合は、滝川市の場合は最終処分場がもう間もなくいっぱいになるという時期を迎えておりますので、受け入れ残容量が少ないということから受け入れは困難という立場で、受け入れるという回答はしておりません。それから、中・北空知廃棄物処理広域連合なのですけれども、施設がまだできておりませんので、広域連合としても受け入れは困難というような回答をさせていただきます。

その後なのですが、4月の20日になりますけれども、広域連合でこの瓦れきの処理について連合会議が持たれまして調整をされております。現状として、焼却場の完成が25年の3月ということであること、それから災害廃棄物がどのようなものになるかというような情報が少ないということから、現状では具体的な受け入れの検討を行う段階にはないということで今の段階では行っておりません。

今後なのですけれども、施設がまだできておりませんので、来年の3月、ことしの12月ぐらいには完成して試験というようなことに入っていくというふうには思いますけれども、建設工事の進捗状況を確認しながら災害廃棄物の各種の情報、そういうものを収集をしてどのような焼却物があるのか、燃やすことになるのか、そういう情報を具体的に確認をしながら必要な時期に、可能な時期に検討していこうという協議になってございます。特に安定的な運転ができなければ、災害廃棄物も受け入れることもまたできないということがございますし、それほど中・北広域連合の廃棄物の処理能力というものが中・北の廃棄物の処理量に合わせた、過大な施設を持って施設整備をしているわけではございませんので、どれぐらいの余力があるのか、そんなことも当然検討の中に含まれてくるというふうには思いますし、中・北のその施設で処理できる質、ごみの質というのは中・北で集められるものと同等なものがやはり受け入れられるものになるのかなというふうには思いますし、そんなことも含めての検討と。その際にもあくまでも住民の安心、安全というものが第一でありますし、そういうことを十分に勘案をした中で具体的な根拠を示しながら受け入れの判断をしていくということでの協議をされているということでございます。今の段階では、このような協議が行われたということでございます。
以上でございます。

委員長 現段階での報告がされました。

清水 質疑ございますでしょうか。

清水 まず、滝川市の最終処分場の残容量、何立米で何年分ということを数字をお聞きして、2点目は国の計画はたしか26年3月とかまでに広域処理を終えるということですので、試験運転が完了して、さあスタートするということからほかのごみまで受け入れるという余裕は僕は恐らくないと思うのです。そうすると、1年もないような期間に、しかも焼却能力にゆとりがほとんどないという中で、今のご説明ではまだその受け入れについて協議、検討はしていくみたいなご答弁をされたのかなというふうに受け取ったのですが、やはり住民感情からいえば受け入れたほうがいい、受け入れないほうがいいという人たちが一定ずついる中で、やっぱりできないものはできないという、何か客観的に僕はそういうふうに思えるのです。少なくとも中・北の焼却炉ではという限定つきだけれども、そこは市民に対してはきちっと言わないと、これはなかなかわからないことなので、僕はもうほとんどそういう判断が客観的にできる時期に来ているのではないかなというふうに思うのですが、お考えを伺いたいと思います。

庄野部長 いずれにしても、それらの施設がまだできていない状況ということも踏まえて今後連合の中で協議をすると、協議はするという形で進めていくというような確認がされているということを私たちのほうには報告をされております。以上です。

委員長 1番目の質疑について答弁願います。

庄野部長 残容量につきましては、これはあくまでも18年からの推計ということになりますけれども、平成24年度の段階で1万9,924立米ぐらいの残容量になっているかなというふうに考えています。これについては、また別途残容量の調査というものも検討したいというふうには考えておりますけれども。

（「何年分」と言う声あり）

庄野部長 何年分ということになると、今は年に大体2,000立米前後の埋め立てをしておりますので。ただ、これは数式、机の上でのものですから、滝川市では大体23年度でいうと1,400ぐらいにはなっていますけれども、計算上、例えば火災の瓦れきとか災害の瓦れきが入ってきたりというようなことも含めて考えておりますので、2,000立米ぐらいが入ってくるかなということになりますとおおよそ32年ぐらいまで、あと9年か、それぐらいですかね。それぐらいの今の埋め立て量というのですか、受け入れを想定していくとそれぐらいの期間が必要だろうと、その期間は埋め立てが可能だろうというふうに思っておりますけれども、施設がいっぱいになってから施設をつくるわけにはいきませんので、あと数年先にはそういう具体的な検討は進めていかなければいけないだろうというふうに考えております。

清水 以上です。

清水 広域連合の埋め立てに使っている最終処分場が残容量が6万7,000立米で、大体平成26年から33……約26年から約33年……30年ぐらい使えるということのようです。それで、今国のホームページを見ると続々と受け入れ表明があつて、もう既に141.6トンという数字が出ているのですよね。受け入れ表明あるいは受け入れ検討という中でその数字がもう出ていると。トータルでたしか今二百五、六十トンまで減っていると思うので、そういうことでいえばやっぱり先延ばしにするのではなくて、滝川市の震災地に対する支援のあり方というのは瓦れき受

け入れではなくて別のことという、やっぱりいつまでも瓦れきにとらわれると新しいことできませんから、そういうようなことを、そういう判断を先ほどはすべきというふうに言ったら、そうではないのなら別の聞き方をしなければならぬので、そういうような全国的な状況や広域連合の状況を十分に検討して、広域連合での連合長会議等で滝川市は積極的に別の支援を考えるということに切りかえることを表明してということをお願いしたいと思いますが、お考えを伺います。

庄野部長

瓦れきは、私どもの市民生活のほうでは瓦れきの受け入れというのが所管をしている部分でございまして、さまざまな被災地への支援というのはさまざまな所管で今も継続をしてやっているとございまして、そのことについてはまた所管それぞれでさまざまな形で継続をするということがございまして、それはお伝えをして対応して協力できるものは協力すると、そんなことはお伝えしていきたいというふうに思います。

委員長

よろしいですか。

そのほか質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

続きまして、前委員会での清水委員からの質疑にありました放射線の測定について説明を求めます。

(17) 放射線の測定について

庄野部長

放射線量の測定についてでございますけれども、これは昨年の23年の第3回の市議会の定例会においても渡辺議員の質問にお答えをした経緯がございます。北海道の放射線量ということで、昨年3月11日の東日本大震災以前より札幌あるいは泊原発周辺、利尻島というようなところでは調査がされてきているということがございます。北海道においては23年の3月23日以降、札幌市のほか石狩振興局を除く13の振興局で測定が行われております。また、きょうでしょうか、新聞にも載ってございましたけれども、観光地16カ所ですけれども、それも月1回の測定が行われているということがございます。全国各地も文部科学省によって測定は行われているのですが、こうしたモニタリングの調査、そういう結果から道内の大気中の放射線量というのは3月11日以前の数値で、問題のない数値として推移しているというふうに認識しております。異常はないものと考えております。

また、道内の放射線の加工物というのですかね、そういうものはどうだということもあるのですが、昭和32年からこれも札幌のほうで調査されている数字がございまして、その結果も影響は認められないというような結果が出ているということがございます。このことから、滝川周辺の生活環境においても放射線量、放射線物質による影響はないものと考えておりますので、今後においても国内、道内のそういった調査数値、そういうことも注視しながら推移は見守っていきたいというふうに考えております。滝川市として特別何かそのことによって線量の測定とか、そういうことをするという予定はございません。以上でございます。

委員長

説明が終わりました。

清水

今のご答弁というのは、国とか道と全く同じ考え方なのです。それで、道内の測定状況というのは総合振興局で事故後ですよね、事故後始めた。事故前は、

札幌ほか10カ所ぐらいの道内の農業試験場ありますよね、そこの定点観測。道内10カ所ぐらいは過去のデータからある、それに総合振興局を加えたということで、せいぜい20カ所ぐらいなのです。滝川については、岩見沢でやっていて、旭川と比布かな。この間、全く測定値ないのですよね。国の航空機によるモニタリングもしていませんし、土壌検査も結局空間線量が出ないということで、その10カ所、20カ所で。だから農政部も土壌検査もしていないのですね。だから、いわゆるホットスポットという考え方について測定していないという状況があるのです。チェルノブイリでも遠く離れたフィンランドとかドイツとか、そういうところでもかなり高い線量のものが出たということからいえば、3月11日直後に雨が降っていた場所とか、しかもそれも限定的な時間帯に。そういうホットスポットがもしかしたら市内にあるということも想定しないとだめだという専門家がたくさんいらっしゃるのです。専門家は、大体そういう立場に立つ方が私は多いと思うのだけれども、だからたかだか北海道で20カ所ぐらいの、20カ所といったって本当に点ですから、そういうもので市民の安全確保ができるという考え方は私は間違っているというふうに思うのです。今後は引き続き滝川市独自の測定に向けて検討していただきたいと思いますと思いますが、お考えを伺いたいと思います。

庄野部長

土壌の関係は、道内の7つの農業試験場で測定はされていると思います。7カ所です。長沼、北斗、比布、浜頓別、芽室、訓子府、中標津というところで調査をされているかと思うのですが、沃素ですとかセシウムとかは不検出という、過去3年間の通常レベルでいう不検出というような結果が出ているというようなことは、私どもは確認はさせていただいております。そのことも踏まえて、福島からの風向きですとか、そういうような広がりということを考えたときに、なかなか滝川市のどこかの地点でぼんと広がっていると、汚染の状況が出ているということは非常に考えにくいという立場でおりますので、そうした場合には滝川のそれではどこではかるのだと。市役所ではかるのか、それでは黄金町はどうなのだと、二の坂はどうなのだと、そういうような話が当然出てくるかなというふうに思います。そういう大きな見方ですれば、北海道の幾つかの地点で観測されていれば、そういう風向き、雨等の影響も含めて勘案しても特別この地点に放射線量が多く測定できるというふうなことはないのではないかなというふうな立場に立っているということです。

以上です。

委員長

よろしいですか。

清水

終わります。

委員長

そのほか質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

なければ、報告済みといたします。

続きまして、最後の(18)、ごみ処理手数料の改定スケジュールについての説明を求めます。

(18) ごみ処理手数料の改定スケジュールについて

石川参事

ごみ処理手数料の改定スケジュールについて、口頭で説明させていただきます。現在この改定作業というものは、エコバレー歌志内の今現在の2万5,200円という金額が上がるときに市民負担というものが増加する、ごみ処理料金が増加するということからそういうような改定作業をずっとにらんでいたというところ

でございます。現在中・北空知廃棄物処理広域連合で建設中であります廃棄物焼却施設の工事についてですが、建設工事は順調に進んでおります。現在基礎工事も終わりました、発電設備のタービンだとか、そういうものの作業に入ったというような報告を受けております。ごみ処理手数料の改定作業の基礎データとなります焼却施設に係る経費についてですが、供用開始に向けての維持管理業者の選定については本年度の9月に業者が決まって金額が確定する予定になっているというふうに聞いております。また、建設工事につきましても構成市町の負担割合が平成25年の3月に確定するというようなことに今状況としてはなっているということになります。このことからごみ処理手数料の改定作業については、この広域連合との連絡を密にしながら滝川市の負担割合を勘案しながら進めて、しかるべき時期に提案については考えたいということで、今現在は9月以降というような形で考えているということでございます。

以上です。

委員長

説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

清水

先ほどのごみ処理量の推移で、これは結局駆け込みではないですよ。一時的に駆け込みはあるけれども、13年度以前から見たら大幅に減っていると。だから、ごみは減量できるということなのです。それは、ごみを持ち込まないということも、ごみになるものをというものもあるだろうし、しかし資源回収がふえているわけではないですから、やはりごみになるものを持ち込まないという工夫をしてきていると思うのです。そうするならば、例えばこれはもう半分になったのですから、家庭系のごみ、事業系のごみが半分になったら当然処理費も半分になるわけで、そうなったら値上げの必要性はないということで、1年間ぐらいごみを減量すれば値上げしなくてもいいというような期間というのを設けるべきではないかと思うのですけれども、お考えを伺います。

石川参事

今このグラフからということでございますが、当然減量化は進んでおりまして一気に下がったと。大体4割ぐらい下がっております。下がっておりますが、これだけ下がった要因というのは今現在のごみ処理施設を建設するということで、約33億円のお金をかけて処理費用を増額しなければいけなかったという、そのはね返りでまた減量化も進んだということで、減量化については非常にうれしいことだというふうに思っていますし、今後も減量化については進めていきたいというふうに考えております。それとあと今後も、ことはまだ確定はしてありませんが、減量化、また資源化については随時進めていこうというふうな考え方を持っております。これについて、また可燃ごみの減少に伴う歳入の減少ということもございますが、資源化をふやすということで市としての部分としては進めていきたいというふうに思っています。1年ぐらいという今話がありましたが、あくまで9月とは言っておりませんので、しかるべき時期を見ながら検討していきたいということでご理解願いたいと思います。

以上です。

清水

私は、ごみ料金を上げなければならないというそういう計画づくり、諮問して答申を受けましたけれども、その中で最も大きな問題というのは人口減並みのごみ減量しか見ていないということだったのです。これは、一般質問か何かでやったと思いますけれども、そんなわけは全然ないですよ。7割は容リ法で規定されているものが捨てられている、ごみとして捨てられているわけだ

から、ごみは半分ぐらいまで減らせる、資源回収とかすればですよ。さすがにごみを持ち込む量がどれだけ減るかというのは厳しいものがあるとしても、それでも2割、3割というのは減るのではないかと思うのだよね。もしこれで値上げをしました、ごみが3割減りましたと。そうしたら、値上げする前と同じ収入しか、要するに市民負担になりませんでしたということになった場合、それはそれで要するにそのまま5年、10年走るといふ、そういう考え方で設計をしているのか。それとも、その場合はまた再値上げということをして、要するに25パーセントという言い方をいつもしているので、そのあたりはどうなのでしょう。

庄野部長

ごみの減量化をしていただいたことによって金額が下がって、例えば市民の負担率が25パーセントから下がっていくというようなことがもしあれば、それはもううちとしてはありがたい話でございますし、総体の費用が下がっているわけですから、その中で市民の取り組みの成果としては、それは再値上げというようにことにはつながるものではないと考えます。

清水
委員長

終わります。

よろしいですか。

そのほか質疑ございますでしょうか。よろしいですか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、これもちまして所管からの報告事項はすべて終わりました。

所管の方は退席をお願いいたします。

2. 第2回定例会以降の調査事項について

委員長

それでは、続きまして大きな2番の第2回の定例会以降の調査事項につきまして別紙のとおりですので、お目通し願います。

そのように確認することによってよろしいですか。

(異議なしの声あり)

3. その他について

委員長

大きな3番、その他について各委員の方から何かございますでしょうか。よろしいですか。

(なしの声あり)

4. 次回委員会の日程について

委員長

それでは、次回の委員会の日程につきましては正副委員長に一任をお願いしたいと思います。

それでは、本日の第12回厚生常任委員会の会議をこれにて閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉 会 16:45